

国税庁長官 大鹿行宏氏

税務行政の現状と課題

■とき…令和3年10月15日(金)

はじめに

予算編成事務など主に主計畑を歩み 令和3年7月に国税庁長官に就任

本日は、「TKCタックスフォーラム2021」にお招きいただきまして、誠に光栄に存じます。

私の税務行政への携わりは、現在の役職で4回目となります。1回目が平成4年の洲本税務署長、2回目が平成5年の高松国税局総務課長、そして3回目は平成18年末から東京国税局の査察部長を務めておりました。昭和61年(1986年)の入省以来約35年が経過していますが、その多くの時間を予算編成や財政政策の企画立案の事務に費やしてまいりましたので、どちらかというと「主計畑」の人間に属すると思っております。

主計局の中では、公共事業や防衛予算、農業予算といった予算の担当を長くしております。また、予算関連の法案を取りまとめ提出する法規課長や調査課長、そして総務課長といったような、主計局のバックオフィスの機能を担う部署での経験が長いといえます。

私の経歴のもう一つの特徴は、先ほど申し上げましたように、洲本、高松の他、石川県で3年間過ごし、その後、東京国税局の査察部や横浜税関にも勤務していたことから、都合5度、地方の出先機関で勤務した経験があることです。歴代の国税庁長官の中で、これだけ地方勤務を経験した人間はあまりいないのではないかと、思っています。

また、私が生まれたのは静岡県引佐郡という、浜名湖畔の地域になります。今は浜松市に編入されていますが、先日は坂本孝司TKC全国会会長と懇談する

機会に恵まれ、坂本会長と同郷ということが分かり、話に花が咲きました。

ただ、浜松にいたのは6歳くらいまででして、その後は関西に移り、小学校の高学年からは神奈川県横浜市で暮らししたので、中学校・高校時代の友人からすると、私が「静岡県出身」というのは少し違和感があるようです。ただ、浜松で生まれて横浜で育ちましたので、自身では「ハマっ子」と称しています。

さて、本日は次の五つのテーマでお話をさせていただきます。

- 1 我が国の経済・財政等の現状
- 2 コロナ禍の下での税務行政
- 3 税務行政の将来像
- 4 税務行政の新たな取組等
- 5 酒類行政

まず、コロナ禍を経験した我が国の経済・財政等がどんな姿になっているのかを概括した上で、このコロナ禍の下で税務行政がどのような展開をしてきたか、についてご紹介したいと思います。そして今年6月、国税庁としては大変画期的だと思いますが、数年先のスパンで見た税務行政の将来像を公表しておりますので、その内容についてお話しします。加えて、最近の動向を踏まえた税務行政の取組状況をご紹介し、最後に酒類行政について触れたいと考えています。



◎大鹿行宏(おおしか・ゆきひろ)氏

昭和61年(1986年)東京大学経済学部卒業後、大蔵省(現財務省)入省。平成5年高松国税局総務部総務課長、平成18年東京国税局査察部長、平成19年内閣官房長官秘書官、平成21年財務大臣秘書官、平成25年財務省主計局総務課長、平成29年財務省主計局次長、令和2年財務省理財財局長等を経て、令和3年7月、国税庁長官に就任。静岡県出身。

Photo.山崎裕一

1 我が国の経済・財政等の現状

GDP落ち込み40兆円以上を記録したが 2022年からは成長が見込まれている

はじめに、コロナ禍のもとでの我が国の経済・財政等の現状をさまざまなたから眺めてみたいと思います。

まず、実質GDPです。2020年から今年1月から3月頃にかけて、中国の武漢

で多数の患者の存在が判明し、武漢から帰国をした方や、あるいは横浜港に停泊したダイヤモンド・プリンセス号の乗船者から多数の陽性者が確認されるようになり、その後国内でも感染者が続出しました。そうしたことを受けて、2020年4-6月期のGDPは500兆円程度にまで落ち込みました。コロナ以前の2019年10-12月期は547兆円程度でしたから、実に40兆円以上の落ち込みを記録したことになります。その後は2020年7-9月期527・5兆円、同10-12月期542・5兆円と徐々に回復基調で推移してきましたが、いわゆる「第4波」「第5波」もあり、2021年4-6月期は539・3兆円と、日本経済の回復は必ずしも順調ではないといえます。

ただ、ワクチン接種の進展等や各種政策対応等を背景として、民間のエコノミストによる予測の平均値では、2021年7-9月期は年率換算でプラス1.3〜1.4%程度、同10-12月期には年率換算で4〜5%程度の成長が見込まれており、2021年末でコロナ前の水準に戻り、来年からはそれを上回る成長過程に入るのでないか——という見方となっています。

リーマン・ショック時と比較すると 企業・家計の落ち込みは抑制されている

コロナ禍において、政府は昨年度、かなり大規模な経済対策を1次、2次、3次と3回にわたる補正予算を組んで対応してまいりました。特に、雇用の維持と事業の継続のための政策対応を中心的に行ってきたわけです。そういった効果もあって、企業の生産能力は、全体として見れば維持されている状況だといえます。

それらは倒産件数・完全失業率に顕著に表れています（次頁「資料1」）。リーマン・ショックの時は危機の進展に伴って倒産件数が増加していきましたが、コロナ時では倒産件数はむしろ減少傾向が見られ、特に今年の2・4・7・8月は過去50年間で最少の水準になっています。完全失業率についても同様で、リーマン・ショック時は5.5%という極めて高い水準に達しましたが、コロナ時では最も高い数値が2020年10月の3.1%。失業率の上昇は抑制されているといえます。これは雇用調整助成金をはじめとした各種政策が効いていたということだと思います。

「資料2」（次頁下）は、家計（所得・消費・

現預金残高）の推移をまとめたものです。消費支出の減少はリーマン・ショック時もコロナ時も、どちらでも見られますが、コロナ時の方が消費支出の減少幅が大きくなっています。リーマン時と決定的に異なるのは、今回は定額給付金などの影響もあり、可処分所得はむしろ増加している点です。2020年の第2四半期に10兆円近く増えていることが分かりますが、これは10万円の定額給付金が給付されたことを反映したものといえましょう。現預金残高も順調に増えておりまして、今や家計が保有する現預金は1000兆円を超えているという状況にあります。

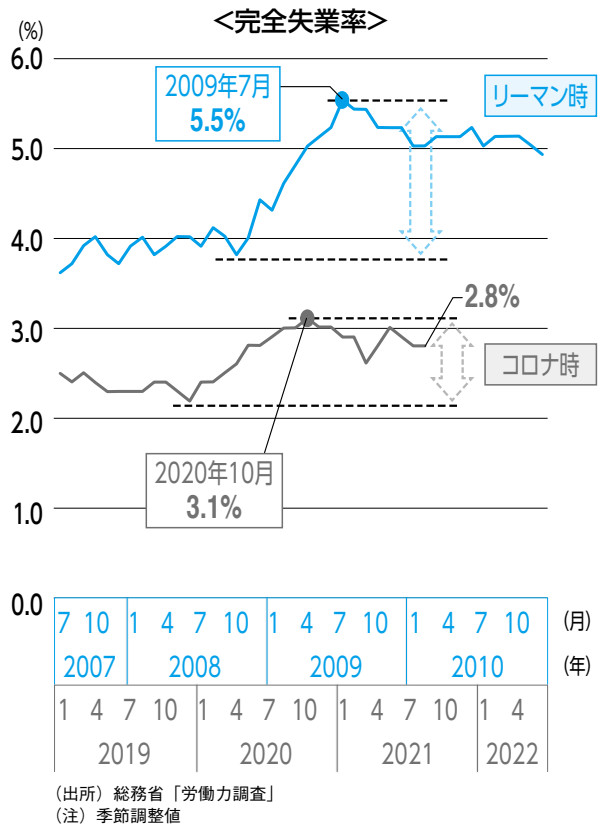
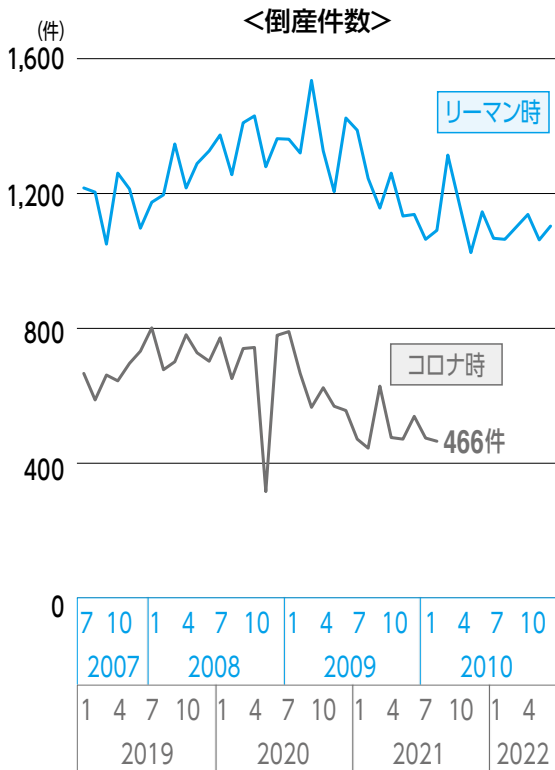
他の統計で見ても、2019年度の家計の貯蓄額は9.9兆円だったものが、2020年度には38兆円と、実に約28兆円増えていることが分かっています。この内訳では、雇用者報酬すなわち給与等は6兆円ほど減っているものの、定額給付金が13兆円ありますので、全体として見れば給与の減少を補ってあまりある政府からの給付金が支給されていた——ということがうかがえます。加えて、消費の減少が19兆円あったという統計も存在します。いずれにせよ、可処分所得が増え、消費

が減った分が貯蓄につながっている——と分析されています。

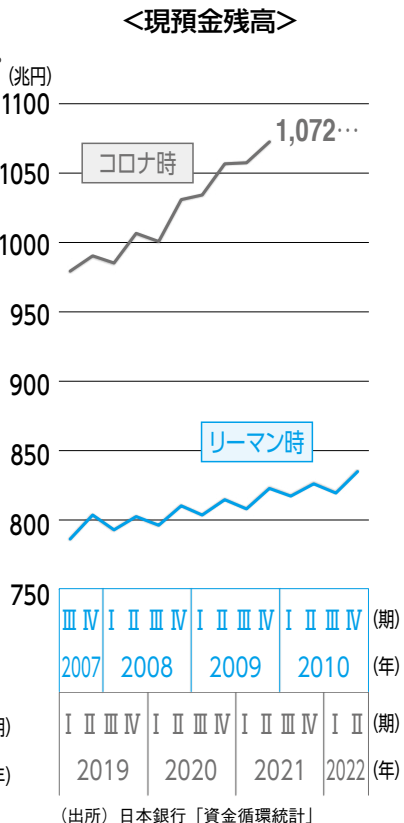
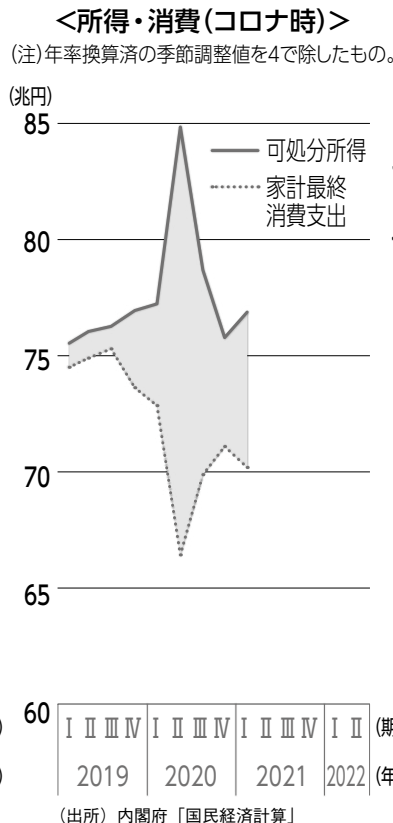
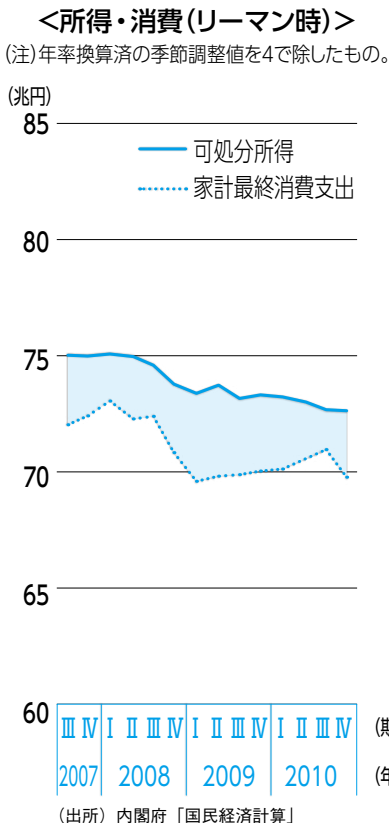
令和2年度的一般会計歳出額は 147・6兆円と過去最高の規模に

一方で我が国の財政はどうなっているかといいますと、歳出が税収を上回る状況が継続しています。特に、先ほど申し上げた通り、令和2年度はコロナ対応のため3回の補正予算を組み、一般会計の歳出額は147・6兆円と、これまでとは次元の違うレベルの規模に達しました。そのほぼ全ては公債によって賄われましたので、公債発行額も、特例公債発行額と建設公債発行額の両方を合わせて、108・6兆円となっています。直近の令和3年度は、当初予算ベースで一般会計歳出総額106・6兆円、うち公債発行額43・6兆円、普通国債残高は累積990兆円に達しようとしています。ただし、利払費はあまり増えていません。平成12年度（2000年）の国債の金利は2・67%、利払費は約10兆円でしたが、令和2年度では実績ベースで金利0・87%、利払費7.4兆円。低金利に支えられている財政であるといえましょう。

資料1 リーマン・ショック時との比較1 — 倒産件数・完全失業率の推移



資料2 リーマン・ショック時との比較2 — 家計(所得・消費・現預金残高)の推移





令和3年度の一般会計歳出総額106・6兆円のうち、実に33・6%を占めているのが社会保障費(約35・

8兆円)、次いで22・3%が国債費(約23・8兆円)。そして、15%が地方交付税交付金等(約15・9兆円)で、この三つの支出だけで歳出全体の4分の3を占めています。残

りの4分の1のパイを公共事業や文教及び科学振興、防衛、昨今では新型コロナウイルス対策の予備費など、諸々の施策に係る予算が分け合っているような状況で、予算構造の硬直化が指摘されています。

他方、一般会計歳入をみると、106・6兆円の予算総額に対して、税収の占める割合は53・9%(約57・4兆円)となっています。ただ、令和2年度の決算は補

正予算で見込んでいたよりも、かなり上方に修正され、60兆円を超える規模になっていますので、今後企業の決算の動向を踏まえて、令和3年度の補正予算を編成する段階でこの税収の見直しも修正されると思われます。

令和2年度の一般会計税収は ここ30年で最高の60・8兆円を記録

ここで令和3年度から約30年前にあたる、平成2年度の一般会計の歳入・歳出との比較をしてみます。平成2年度は、当初予算の段階で赤字国債を発行しないで予算を組むことができた非常に良い時代、すなわち財政状況が最も良かった時期の予算です。

この平成2年度の予算と比べると、社会保障費が11・6兆円から35・8兆円(+24・2兆円)、国債費は14・3兆円から23・8兆円(+9.5兆円)。すなわち、この二つで約34兆円増えており、それにほぼ見合った形で特例公債(赤字国債)が37・3兆円発行されています。

また、平成2年度末から令和3年度末にかけて増加した普通国債残高は818兆円に上っています。今後補正予算の編

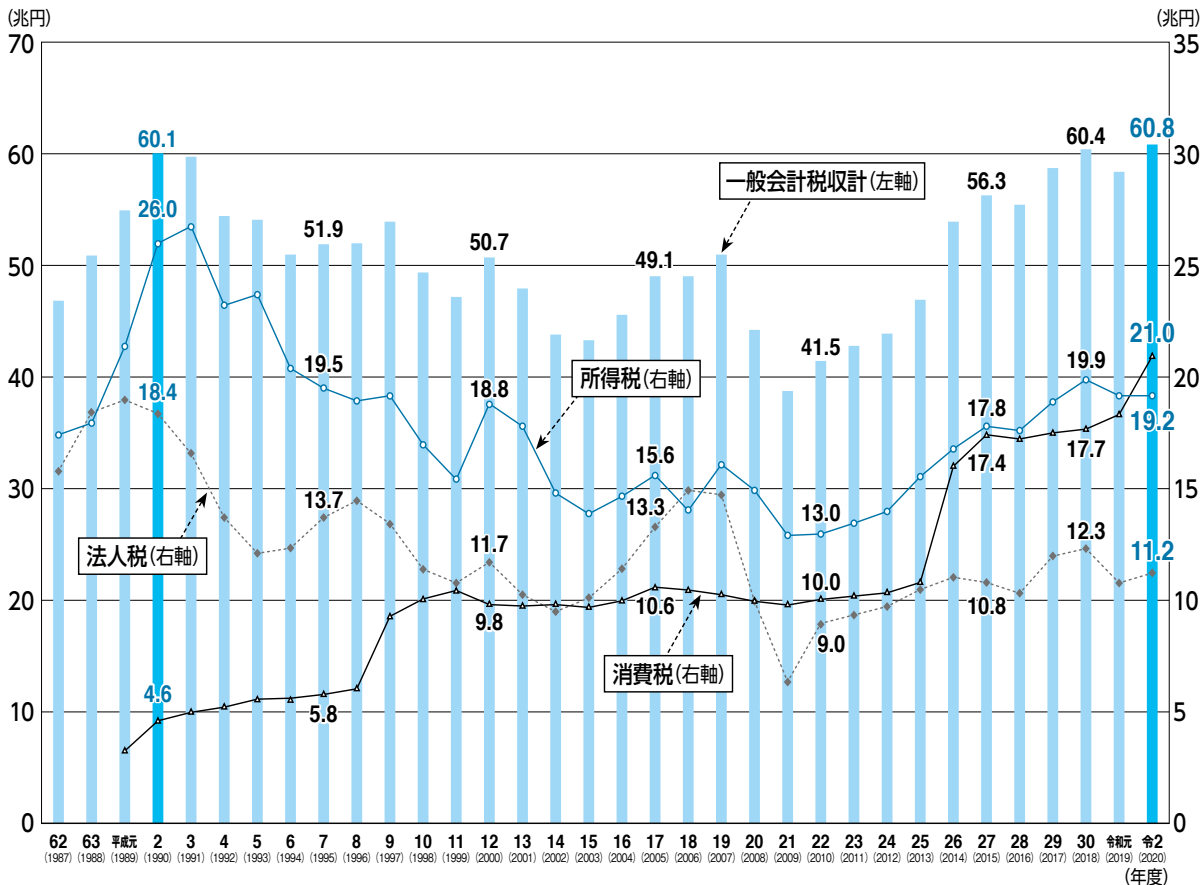
成等もありますので数字は若干変わってくるとは思いますが、818兆円の国債残高の増加要因を分析してみると、①歳出の増加要因が566兆円、②税収等の減少要因が120兆円となります。

①歳出の増加要因のうち大きいのは、少子高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加(+約375兆円)や地方交付税交付金等の増加(+約91兆円)が挙げられます。②税収等の減少要因は、景気の悪化や減税により、平成2年度以降、ほぼ全ての年で税収は平成2年度より下回っていたことが挙げられます。

このように社会保障関係費の増加と税収減で普通国債残高の増加額の7割が説明できる状況にありますので、やはり高齢化社会の進行と、経済成長が継続できなくなつたことによる税収減が、日本の財政を悪化させた2大要因といえましょう。

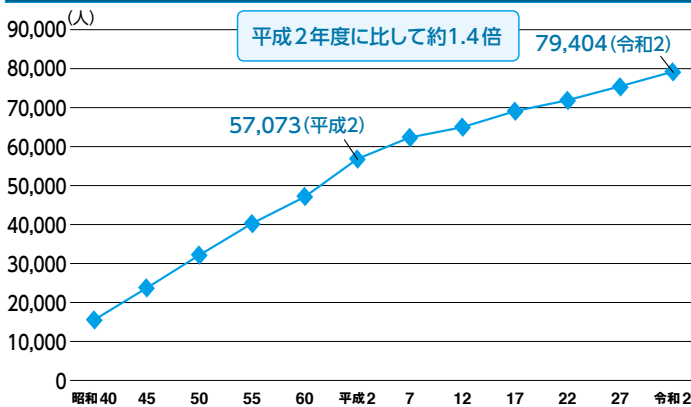
ただ、少し明るいニュースもあります。先ほどは「ほぼ全ての年で税収は平成2年度より下回っていた」と申し上げましたが、「資料3」(次頁上)をご覧ください。これは決算値のベースの推移ですが、平成30年度と令和2年度でようやく60兆円を回復して、平成2年度の税収の値を上回りました。令和2年度はここ30年で

資料3 一般会計税収（決算）の推移

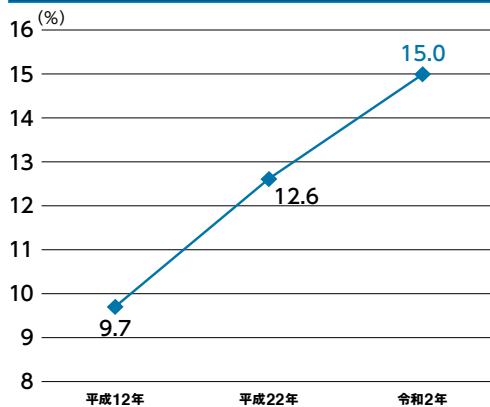


資料4 税理士登録者数・女性税理士の登録者割合の推移

● 税理士登録者数の推移 (昭和40年度～令和2年度)



● 女性税理士の登録者割合の推移 (単位：%)



● 資格別税理士登録者数の推移

	税理士	うち公認会計士		うち弁護士	
		登録者数	割合 (%)	登録者数	割合 (%)
平2	57,073	4,779	8.4%	277	0.5%
平12	65,144	5,595	8.6%	327	0.5%
平22	72,039	7,372	10.2%	445	0.6%
令2	79,404	10,446	13.1%	698	0.9%

参考 (登録者数)	
公認会計士	弁護士
8,817	14,080
13,226	18,243
21,289	30,485
32,490	42,164

(注) 1 税理士の登録者数は、各年度3月末の数値。

2 公認会計士の登録者数は、上から、平成2年12月末、平成12年12月末、平成22年12月末、令和2年12月末の数値。

3 弁護士の登録者数は、上から平成2年度3月末、平成12年度3月末、平成22年度3月末、令和元年度3月末の数値。

最高の税収といえます。

中身を見てみますと、消費税が主要な税目の一番手と言ってもいいかと思えます。ただし、平成2年度の消費税率は3%でしたので、3%から5%、5%から8%、そして8%から10%と、都合3回の税率の引上げを経た結果、平成2年度の4.6兆円から令和2年度の21兆円にまで大幅に増えたといえます。

一方で法人税収は平成2年度では18・4兆円でしたが、令和2年度では11・2兆円と、ほぼ3分の2の水準になっています。これも税率の引下げ等の影響が大きいと見ています。

令和2年度の税理士登録者数は約8万人 女性税理士の割合は15%に増加

次に、税理士制度の現状について触れさせていただきます。税理士制度は、昭和26年の税理士法制定以来、5度にわたる改正を経て現在に至っています。近年では平成13年の第4次改正において税理士法人制度が創設され、平成26年の第5次改正においては、公認会計士の税理士資格取得について一定の税法研修の修了を要件とする——などの改正が行われて

いるのは、皆さまもご承知の通りです。

税理士登録者数の推移を「資料4」（前頁下）にまとめております。令和2年度の税理士登録者数は7万9404人でした。30年前の平成2年度は5万7073人でしたから、約14倍に増えたことになっています。資格別の登録者数の推移も示していますが、公認会計士の方や弁護士の方の占める割合は、この30年間の間で上昇を見たといえるかと思えます。

このうち、女性税理士の登録者割合を調べてみますと、平成12年9.7%、平成22年12・6%、令和2年15%と、着実に増えています。私が洲本や高松で税務行政に携わっていた当時、女性の税理士さんはほとんどいらっしやらなかった記憶がありますので、個人的な感覚からしても、現在では着実に増加しているとの実感を持っています。

2 コロナ禍の下での税務行政

納税者の実情を的確に把握した上で 迅速かつ柔軟に納税緩和制度を適用

ここから税務行政についてお話を進め

てまいります。まず、コロナ禍の下で私も国税庁はどのように動いてきたかについて振り返ってみたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が難しくなった方もおられます。そこで国税庁としましては、納税者の置かれた状況等に十分配慮して、納税者の実情を的確に把握した上で、迅速かつ柔軟に納税緩和制度を適用する——とのスタンスで臨みました。その結果、令和2年4月から令和3年2月までの間で、約32万件・約1兆5000億円の「特例猶予」を適用いたしました。これは平成30年度における既存の猶予制度の適用件数の8倍、適用税額で言うと21倍以上に相当するもので、納税が困難な方には幅広く利用いただけましたものと認識しています。令和3年6月30日現在における「特例猶予」適用後の状況は、令和3年6月1日までに猶予期限が到来したものが21万件（税額8509億円）でした。このうち16万件（同7044億円）が納税を完結させ、3万件（同505億円）が既存の猶予制度を適用し、完結が見込まれています。したがって、すでに納付が完結された方と、既存の猶予制度の適用によって完結が今後見込まれる方とで、全体の9割を

占めているという状況です。加えて、残りの約3万件(同960億円)について調べてみますと、「特例猶予」は令和3年2月まで適用していただきましたので、期限到来が近いものが大多数となっております。現在は猶予の審査や納付の相談を鋭意行っているところ です。

「特例猶予」は令和3年3月で終了しましたが、引き続き納税が困難な方に対しては、既存の猶予制度を適用することが可能になっていきます。その場合、当然のことながら納税者の個々の実情を十分に伺いながら、事業継続に必要な運転資金の確保に配慮した柔軟な対応に努めているほか、例えば、資料のやりとりの簡素化や、担保提供が明らかに可能な場合を除いては担保を不要とする等の対応をしているところ です。

なお、既存の猶予制度が認められれますと、原則として1年間の納税の猶予や分割納付が認められるほか、適用される延滞税についても、令和3年分から年1%に引き下げられています。その後もやむを得ない理由がある場合には最長で6年間の猶予が可能となっております。これらの制度を活用した柔軟な対応を引き続き心掛けていくところ です。

滞納残高は22年ぶりに僅かに増加 税目別では消費税が最も多い

今申し上げた通り、令和2年度は納税緩和制度の適用を最優先に取り組んでまいりました。したがって滞納整理については、通常の年に比べますと、納税者の状況に配慮して抑制的な対応を行ってきたこともあり、令和2年度の滞納残高は、僅かではありますが、実に22年ぶりに増加し8286億円となりました。これはピーク時の平成10年度に比べますと、当時は2兆8000億円ありましたので、その3分の1以下。増えたといっても、この水準で収まっている——と見ることでできます。

令和2年度の滞納残高8286億円の内訳を税目別で見えますと、所得税(2288億円)・相続税(561億円)については、ほぼ前年度から見れば横ばい。法人税(1081億円)は若干の微増が認められます。それに比べて消費税は、前年度に比して2割超の3245億円となっており、滞納残高の増加分のほとんどが消費税だったことが伺われます。

他方で、滞納の発生割合自体は令和元年度(0.9%)に比べて増えていません。

令和2年度も滞納発生割合は0.9%で、過去10年間で見ても最低水準となっております。これは分母である税収が堅調であったことを反映しているといえます。

国際課税・コロナ対応・デジタル化等 五つの重点課題に取り組んできた

次に、このような状況の中で私ども国税庁が重点的に取り組んできた課題について、順を追ってお話ししてまいります。

(1) 消費税不正還付事案への取組

先ほど、消費税はいまや税収面における主要税目の一番手であること、滞納残高でも大きな割合を占めていること——をお話ししました。また、令和元年10月からの税率引上げと軽減税率の導入により、国民の関心も極めて高いものと認識しておりますので、消費税の一層の適正な執行に努めているところです。

法人税申告件数および法人消費税の還付申告件数の伸び率(平成27年度比)を調べてみますと、法人税申告件数は約1.05倍ですが、法人消費税還付申告件数は約1.2倍と、還付申告件数の伸び率が大きくなっています。

この消費税の還付申告件数の増加に伴って、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースも増加しております。そのようなケースに対しては的確かつ厳正な調査を実施し、還付原因となる事実関係を確認し、不正還付の防止に努めているところです。具体的には、令和元事務年度においては、5838件の実地調査を実施し、213億円の消費税を追徴課税いたしました。そのうち25億円が、不正計算に係る追徴税額でした。

令和2事務年度についてはコロナ禍の影響もあり調査件数は大幅に減っていますが、追徴税額については前年並みが維持されている——すなわち、1件当たりの追徴税額はむしろ大幅に増えている状況になっています。いずれにしても、関係機関と連携を取りながら引き続き一層の適正な執行に努める、ということをおもいとして肝に銘じているところです。

(2) 国際的な課税・徴収逃れへの対応

昨今、経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応についての国際的な合意が報道されており、ご関心のある方も多いかと思えます。経済協力開発機構(OECD)は、①巨大多国籍企業の超過

利潤に対して市場国でも一定の配分が得られるようにするルールの導入②法人税の最低税率を15%以上とすること——で大枠合意したことが公表されました。国際的な連携協調の動きはこれまでも着実に進んでいましたが、今後ますます加速していくことが予想されています。

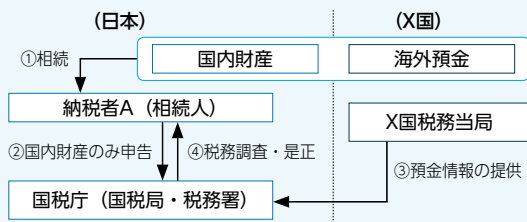
現在でも、国税庁としましては外国税務当局との連携・協調した対応を行っています。「資料5」(下)の「事例1」は外国税務当局から情報を得て日本国内において相続税調査を実施した事例であり、「事例2」は、滞納者が保有していた海外の財産について、外国税務当局が差押えと換価を行い、日本に送金する形で滞納額の全額を徴収した事案です。

このような、外国金融機関を利用した租税回避あるいは脱税に対抗するために、OECDは、各国税務当局が非居住者の国内金融口座情報を定期的に提供し合う制度「共通報告基準(CRS)」を策定しました。今やこの制度はOECD加盟国だけではなく、約100の国・地域の税務当局間でCRS情報の交換を実施しています。日本では2018年(平成30年)9月から情報交換を開始しました。令和元事務年度においては、1年間に、65の

資料5 外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例

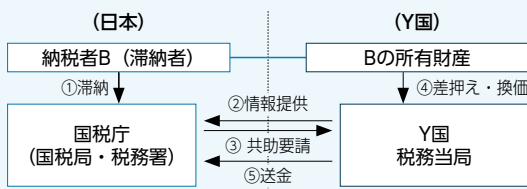
事例1：海外預金の申告漏れの把握

- ①納税者Aは、国内の財産のほか、海外(X国)の預金(被相続人名義)も相続。
- ②Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③X国税務当局から国税庁(日本)に預金情報(CRS情報)を提供。
- ④税務調査により、申告漏れを是正。



事例2：徴収共助による滞納国税の徴収

- ①納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ②国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



外国税務当局に約47万件の非居住者金融口座情報を提供し、86の外国税務当局から約206万件の居住者金融口座情報を受領しています。

受領した情報は海外にある金融資産や、そこから生じる所得などの把握に有効なものでして、課税上問題があると見込まれる納税者を、さまざまに資料との突合・照合分析を行った上で把握して、必要に応じて税務調査につなげることに非常に役立つている制度です。

(3) 令和2年分確定申告における

感染症対策

令和2年分の確定申告は「第3波」が猛威を振るっていた時期とほぼ重なりますので、私どもとしては、感染症対策に万全を期して臨みました。

まず基本的な方針として、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図りました。所得税、贈与税あるいは個人事業者の消費税の申告期限・納付期限については、令和元年分と同様に、全国一律で1カ月延長いたしました。その上で、申告相談を必要とする方々には、安心してご利用いただけるよう、申告会場への来場者数の削減・分散を図る

対策を講じることといたしました。例えば「外出を要しない」という点で、e・Taxは究極の感染防止対策といえますので、e・Taxの推進を図るべく、前年に来場した方々に対するダイレクトメール送付などの取組を実施しました。

加えて、会場内の混雑緩和を図っています。会場レイアウトを大幅に見直してソーシャルディスタンスを確保する、あるいは外部会場を追加で借り上げて開設期間を拡大するなどの取組を実施しました。また、入場の際には入場時間を区切った入場整理券を必要とする仕組みを全国で実施しました。この入場整理券は当日会場で配布するほか、LINEアプリを通じてオンライン事前発行も可能とするシステムを導入しております。

令和3年分の確定申告については現在どのような施策を講じるか、詳細な検討を課税部において行っているところです。もちろん、その時点での感染症の状況を十分踏まえる必要があるとは思いますが、これまでの経緯を考慮しても一定の感染症対策は講じておくべきだろうという点と、引き続き混雑解消や衛生対策には万全を期していきたいと思っています。

その際、令和2年分の確定申告の経験

を踏まえて、効果があると認められた施策については継続して実施し、改善すべき点については改善して実施する——といった姿勢で臨む予定でいます。

(4) e・Tax利用の推進

今申し上げた確定申告とも関係しますが、感染症対策としても有効なe・Taxは、法人税・相続税の申告については税理士関与の割合が高いですから利用率も比較的高くなっています。令和2年度では所得税で約6割、法人税は9割に迫るまで進展しました。今後も一層の利用の推進が必要ですので、皆さま方からご意見を伺いながら、さらなる利便性の向上に努めていくことが重要であると考えています。また、税理士の皆さまが関与する申告については、添付書類も含めてe・Taxにより提出いただけますよう、ぜひご協力をお願いしたいと存じます。

e・Tax利用推進に向けた具体的な取組としては、令和元年分の確定申告からスマートフォン(スマホ)専用画面の利用可能範囲を拡大しています。スマホからマイナンバーカードを利用したe・Tax送信サービスを開始していますので、スマホを利用した申告がさらに便利

になってきています。こうした取組もあり、令和2年分の確定申告を自宅等からスマホを使って申告した方は102万人でした。2年前の平成30年分では13万人でしたので、実に約8倍に増加したことになります。

加えて、チャットボットの利用も急拡大しました。税務相談チャットボット「ふたば」は、令和元年分の所得税の確定申告において、医療費控除や住宅ローン控除などを主な相談対象として試験導入したのですが、令和2年分は相談範囲を拡大して正式に運用を開始しました。チャットボットは土日夜間を問わず、いつでも相談できるチャネルということもあり、所得税の確定申告に関する質問件数は実に420万件に達しました。試験導入した令和元年分の実績の10倍以上に、その利用が拡大しています。

このような取組もあり、確定申告会場へ来場せず、また税理士への依頼もせず、納税者ご自身で自宅からe・Taxにより申告書を提出した方（自宅型e・Tax申告者）は、令和元年分の186万人から、令和2年分では約1.7倍の321万人に上りました。これは確定申告会場で申告書をe・Taxまたは書面で提出した方の

数（345万人）に迫る水準となつています。自宅型e・Tax申告者の一層の増大に向け、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

また電子申告に関連して、ご案内の通り、令和2年4月1日以後開始する事業年度から、資本金の額が1億円を超える法人などについて、法人税・消費税等の電子申告が義務化されています。国税庁としましては、申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、①提出情報等のスリム化②データ形式の柔軟化③提出方法の拡充④提出先の一元化（ワンストップ化）⑤認証手続の簡便化——といった施策を実施しているところです。繰り返しになりますが、添付書類も含めたe・Taxによる提出にぜひともご協力いただければ幸いです。

（5）納付手段の多様化と

キャッシュレス納付の推進

キャッシュレス納付の推進についても昨今、国税庁としては非常に力を入れて取り組んでおり、随時納付手段の多様化を図ってきています。具体的には、平成16年からインターネットバンキングを利用したオンライン納付を可能とし、平成

21年からはe・Taxを利用したダイレクト納付を導入しています。平成29年からはクレジットカードによる納付を可能といたしました。加えて令和3年度税制改正により、将来的にはスマホを使用した決済サービスによる納付も導入します（令和4年導入予定）。

このようにキャッシュレス納付の推進を図っているところですが、令和2年度の実績では、全体の64%が、金融機関の窓口で納付が行われている——というのが現状です。金融機関窓口での納付も利便性の高い納付手段ですし、これまで定着した商習慣等もあり、なかなか変革していくことは難しいのかもしれませんが。

一方、財務省においては、キャッシュレス納付を令和2年度の29%から5年後の令和7年度末には40%に引き上げるとの目標を掲げています。

金融機関窓口での納付が根付いている実態を踏まえると、この実現もそう簡単ではないと認識していますが、現金管理に伴う社会全体のコストを縮減するといふことは世界的な流れでもありますので、金融機関をはじめ関係省庁と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでまいります。

3 税務行政の将来像

**申告件数・法人数は3割以上増加したが
国税庁の定員は微増、実調率も低下**

ここから、国税庁の今後のビジョンについてお話しいたします。

まず、現状把握として、申告件数等の推移と国税庁の定員・実調率の推移を概観してみます。国税庁の業務量を示す代表的な指標の一つとして、所得税の申告件数と法人数が挙げられると思います。

約30年前の平成元年と現在とを比べますと、所得税の申告件数は32・5%増加して2249万件（令和2年分）、法人数は34・9%増加して317万人（令和元年分）となっています。他方、国税庁のマンパワーを示す指標として定員数が挙げられますが、平成元年度と比較すると29%の増加にとどまり、5万5954人（令和3年度分）。この三つの指標だけで言い切れるものではありませんが、国税当局の業務量とマンパワーにギャップが生じてきている面があるのは確かといえますでしょう。

こうした状況を反映して、実調率（1年

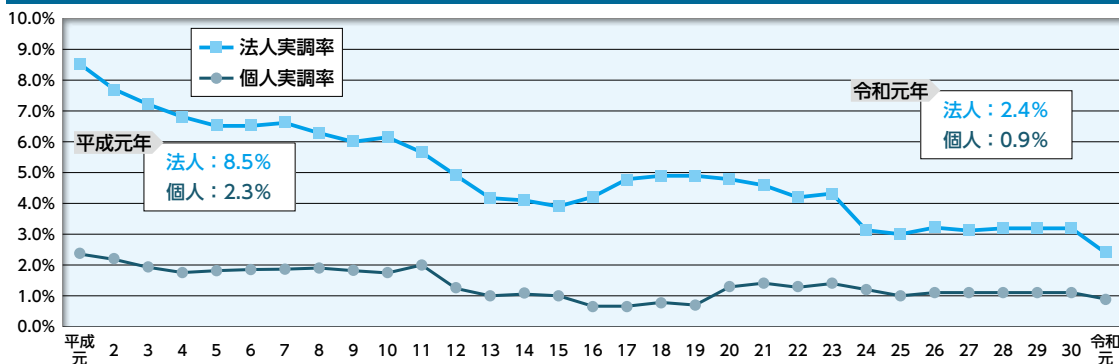
間に税務調査を実施した件数を納税者数／法人数で割ったもの）の平成元年からの推移を見てみますと（下「資料6」）、法人においては特に顕著な減少傾向にあり、法人・個人ともに30年前の半分以下のレベルまで落ちていきます。

今後も適正・公平な課税を実現していくためには、業務のICT化の推進によって事務の効率化を図ることが大事です。また資料情報の充実やシステムの高度化、あるいは国際的な協調体制をさらに深めていく——などの施策を講ずることで、調査必要度の高い法人・個人を的確に選定し、効果的な調査を実施していくことが大切だと思っています。

令和3年6月「税務行政のDX」公表 税務手続等を抜本的に見直していく

このような状況の下、大事なキーワードとなってくるのは、やはりデジタル化です。令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても、「成長を生み出す4つの原動力の推進」の中に「官民挙げたデジタル化の加速」が重要な柱の一つとして位置づけられました。当然、税務行政におい

資料6 実調率の推移



(注) 1「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。

2「個人実調率」は、実地調査（平成20年分以降は実地着眼調査を含む。）の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

でもデジタル化を最大限に進め、制度・執行体制の両面からさまざまな課題に取り組んでいくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国税庁では令和3年6月11日に「**税務行政のデジタル・トランスフォーメーション**—**税務行政の将来像2.0**—」を公表しました（次頁「資料7」）。これは平成29年に公表した「**税務行政の将来像**」をアップデートしたもので、という位置づけから、「2.0」と名付けています。「納税者の利便性の向上」「課税・徴収の効率化・高度化」の飛躍的な実現に向け、デジタルを活用して国税に関する手続や業務のあり方、場合によっては組織のあり方も含めて抜本的な見直しを実施していく——との強い気持ちを込めて、「**税務行政のデジタル・トランスフォーメーション**」というタイトルとしています。

この中で、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を進めるにあたって、基本的な指針として三つを掲げています。一つ目は、**利用者目線の徹底**です。デジタルに不慣れな方も含め、「すぐ使えて」「簡単」で「便利」なサービスを提供し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指すものです。

二つ目は、**万全なセキュリティの確保**です。私どもは納税情報という守秘性の高いデータを扱っておりますので、データ連携や分析にあたって万全を期すことは特に重要です。

三つ目は、**業務改革（BPR）の徹底**です。既存の制度や業務を前提としてのデジタル化を図るのではなく、まさに「トランスフォーメーション」と銘打っているわけですので、デジタル化の利点を生かした業務改革に取り組みます。

「納税者の利便性の向上」「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という構想の実現に向け、まず必要なことは「**税務署に行く理由は何か**」を把握することです。一般の方が税務署に行く機会はそのほど多くはないと思いますが、税務署に行く理由を分類すると、①確定申告（納付・還付）②申請・届出③特例適用状況（青色の承認の有無等）の確認④納税証明書の入手⑤相談——のおおよそ五つに分けられます。

この中で①確定申告（納付・還付）および②申請・届出については、「簡単にできる」ということに尽きると考えています。そのため、スマホやパソコン上で数回のタップ／クリックで申告等が完了

する仕組みを構築していくとの構想を持っています。

③特例適用状況の確認および④納税証明書の手入については、納税者ご自身の情報をマイナポータルやe・Taxのアカウント画面でリアルタイムに確認できる仕組みを作っていきます。そして、⑤税務に関する相談については、先ほど取り上げたチャットボットの充実等や、個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信を行っていくけば、税務署に行かなくても済むような環境になっていくのではないかと考えています。

AIの活用も見据えデータを分析し 課税・徴収の効率化・高度化を目指す

もう一つ、「課税・徴収の効率化・高度化」に向けては、将来的にはAI（人工知能）の活用も見据えた、幅広いデータの分析が必要になると考えています。

「資料8」（次頁下）の上段をご覧ください。これは課税分野の取組で、納税者本人から提供される申告・決算の情報のほか、第三者から提供される資料情報、さらには先ほど申し上げた租税条約に基づく情報交換によって外国税務当局から

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

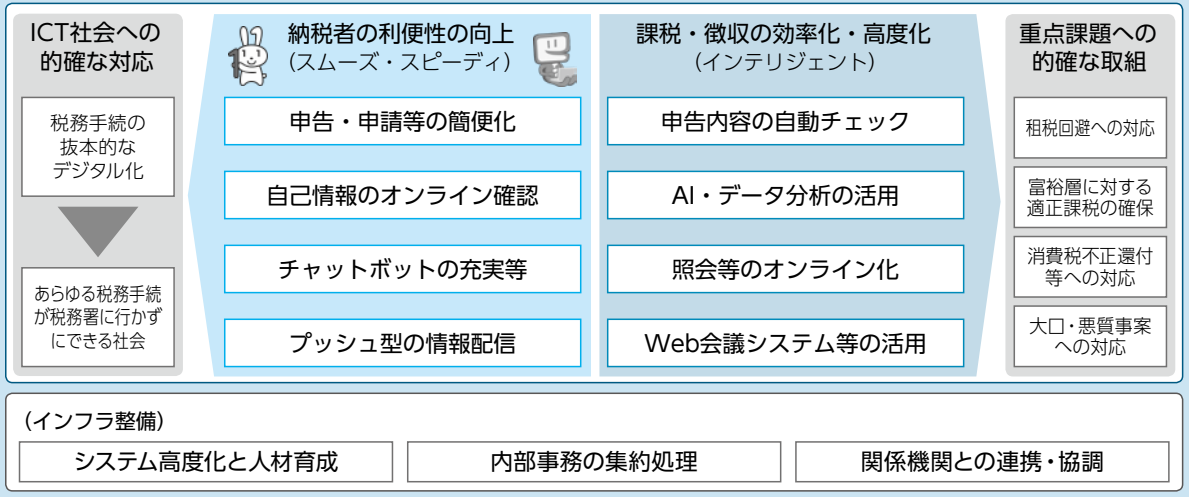
(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR) の徹底

税務行政の将来像2.0*

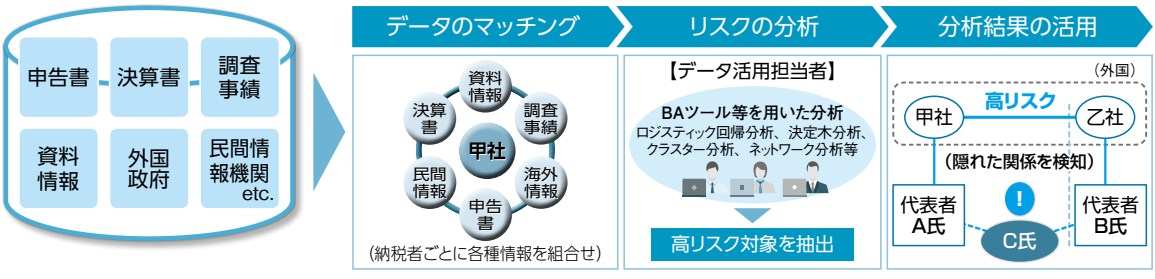


*平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものです。

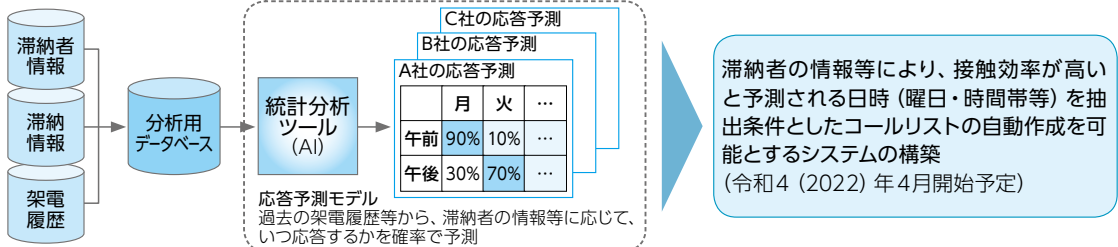
資料8 AI・データ分析の活用

▶ 将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れリスクの高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組む。

○ 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール*等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



○ 滞納者の情報(規模・業種等)や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



* BA (Business Analytics) ツール: 統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

提供される情報等を用いて分析して、申告漏れの可能性が高い納税者を判定するというものです。収集された膨大なデータをマッチングし、正確なリスク分析が図れるようなシステムを構築していくことが必要になってきます。

同じく、「資料8」の下段は徴収の分野の取組です。国税局や税務署では、滞納している納税者の方に連絡をとる必要が出てくるわけですが、電話をしてもさまざまな理由によって応答がなされないといった場合がままあります。そこで、個々の納税者の情報や過去の架電履歴等を分析して、応答率の向上を図れないかといった検討を進めています。

このようにデータを活用・分析して、事務の効率化・高度化につなげていくことは極めて大事ですので、デジタルの利点を取り込みながら積極的に進めていきたいと考えています。

調査手法・人材育成・内部体制の変革はデジタル化に伴い急ピッチで進んでいる

これまでは将来的な構想を中心にお話してまいりました。ここで、税務行政におけるデジタル化に関して、足元の取



組を4点ご紹介いたします。

(1) 照会等のオンライン化

税務調査や滞納整理に関する業務を行うにあたり、納税者の預貯金情報の確認が必要となる場合があります。これまで預貯金情報に関する金融機関への照会は、書面や対面によって行ってきましたが、これには税務署側でも金融機関側でも大きな事務作業が生じます。そこで官民双方の業務の効率化を図るとの観点から、令和3年10月以降、オンラインによる預貯金情報の照会を実施しています。

このほか、これまで税務調査において書面で提出を求めていた資料を、e-Taxで提出できるようにします。こちらは令和4年1月からの実施を予定しており、現在ではそのための準備を鋭意進めているところです。

(2) Web会議システム等の活用

(リモート調査)

コロナの感染拡大に伴い、臨場や対面回数を可能な限り最小限に留めざるを得ない、という状況が続いていました。そのような状況の下、これは調査の対象となる相手方の協力を得て行っている取組ではありますが、例えば国税局の調査官が、訪問した事業所とは異なる別の事業所の担当者に話をする必要がある場合に、調査対象法人からパソコン等をお借りしてWeb会議システムを活用して質問を行う取組を行っています。

また、国税局の職員が調査対象法人のパソコン等の通信機器等を利用して、国税局の会議室から調査対象法人のネットワークに接続して、必要なデータを参照して調査させていただくこともありました。

これらはいずれも「リモート調査」と

言えるかと思えます。リモート調査は、感染症対策の観点から必要に迫られて行われた面もありますが、税務調査の効率化を進める観点からも意義があるとの新たな発見がありました。引き続き相手方のご協力を得ながら、今後も取り組んでいきたいと考えています。

(3) システム高度化と人材育成

デジタル化のインフラは、システムの高度化と人材です。ご案内の方もいらっしやるかと思いますが、現在国税局はK S Kというシステムを運用しています。このシステムの更新時期がまもなく到来することもあり、国税局の基幹システムを刷新する構想に取り掛かっています。

次世代システムのコンセプトは「紙からデータへ」「縦割りシステムの解消」「メインフレームからの脱却」でして、いわゆるオープンシステム化を図ることを目指しています。令和8年度の本格導入に向けて、開発作業を現在急ピッチで進めているところです。

また、これまで国税庁では、文系職員を中心として採用を行ってまいりました。しかしながら、データ活用・分析ということになりますと、統計学やコンピューター

ターのプログラミングといった分野の知識・理解が不可欠になってきます。したがって、統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備することを考えています。あるいは、理系人材を積極的に採用していくなど、人材育成に向けた取組を考えているところです。

(4) 内部事務の集約処理(センター化)

我々は調査や徴収の業務のことを「外部事務」、それら以外の申告書等の入力や審査、還付金の返還手続、行政指導といった業務のことを「内部事務」と呼んでいます。現在はそれぞれの税務署で内部事務を行っています。署単位ではなく複数の税務署分を一つの場所で集約処理する「センター化」を進めているところです。この集約処理を通じて事務処理の効率化を図るとともに、それによって創出されたマンパワーや時間を納税者サービスの実質や税務調査・滞納整理等の外部事務の充実に充てることを目指しています。この取組も、次世代システムが導入される令和8年度までには全て完了させる計画で進めているところです。

4 税務行政の新たな取組等

その他、最近の動向を踏まえた税務行政の新たな取組等についてご紹介してまいります。

(1) 「税務に関するコーポレートガバナンス」の充実に向けた取組

今から10年前の平成23事務年度から、国税局の調査(査察)部所管法人のうち、「特別国税調査官所掌法人(特官)」の約500社を対象として「税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)」の充実に向けた取組」を実施しています。

具体的には、税務調査の機会に当該会社についての税務CGを確認して、その確認結果を踏まえて税務CGを評価・判定。そして調査終了時に当該法人の経営責任者等と面談して、その改善を要する事項について、効果的な取組事例を紹介するなどして意見交換を行い、その法人における要改善事項の対応を促しています。税務コンプライアンスの向上のためには、税務当局と大企業が協力的な関係を構築することでWin・Winの関係構築する——との考え方から展開されて

きている取組です。

令和3事務年度から、この取組をさらに充実させる予定です。具体的には、経営責任者等がリーダーシップを発揮して税務CGの充実に取り組むことを促すために、経営責任者等との面談時に、評価結果とその評価に至った根拠を直接的にお伝えしようと考えています。また、税務調査で把握された誤りについて再発防止策の策定と運用を依頼する取組も実施してまいります。

こうした取組によって、企業側は不適切な税務処理が発生するリスクを未然に防止することができるほか、税務調査に対応する事務負担が軽減されるというメリットも期待できます。国税当局側においても、調査必要度の高い法人に対して事務量を重点的に投下することができますので、企業・国税当局双方にとって有益な取組だと考えています。

(2) インボイス制度

令和3年10月1日から、適格請求書発行事業者の登録申請受付が開始されました。インボイス制度は令和5年10月1日から開始されますが、登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日まで

に申請書の提出が必要となります。したがって、ぜひ税理士の皆さまからも関与先等への周知をお願いいたします。

私どもとしても、インボイス制度の円滑な実施に向け、事業者の方々の制度への理解を深めることが大事であると思っています。国税庁のホームページには特設サイトを開設していますし、各種説明会等への講師派遣、全国各地からでも参加できるオンライン説明会の開催など、さまざまな周知・広報活動を実施しているところ です。また、適格請求書発行事業者として登録された場合には、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」において、登録番号・氏名(名称)などが公表される予定としています。

なお、登録申請は、e・Taxからも行えるようになっていきます。パソコン等で利用可能なe・TaxソフトのWeb版もご用意していますし、申請だけでなく、登録通知の受領もe・Taxで行うことが可能です。加えて、登録通知の受領をe・Taxで行うと、税理士の皆さまにも関与先の事業者に登録通知があったことをメールでお知らせできる仕組みになっていきますので、申請から通知の受領まで手続がスムーズに、かつペーパーレ

スで行えます。ここでも、e・Taxの利用をお願いいたします。

(3) 電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度は平成10年度の税制改正で創設された制度でして、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や書類をデータで保存する仕組みを可能とするものです。一方で、改ざんなどの問題行為を防止する必要性があることを踏まえて、保存方法などには一定の要件が設けられています。

一口に「電子帳簿等」と言っても、その内容は、①電子的に作成した帳簿や書類の保存に関する電子帳簿等保存、②領収書や請求書等の書類をスキャナで読み込んで保存するスキャナ保存、③取引情報をデータでやり取りした場合に関する電子取引データ保存——という三つの制度から成り立っています。①電子帳簿等保存および②スキャナ保存は、希望者のための制度ですが、③電子取引データ保存については、全ての納税者が対象になる制度であるといえます。

電子帳簿等保存制度に関しては、例年、主に産業界から要件緩和や運用の見直し等についての要望が寄せられております。

国税庁においても不正防止の観点に偏ることなく、納税者利便向上の観点にも意識をしながら対応してきたところです。

具体的には、平成27年度の税制改正において、スキヤナ保存制度に関する金額基準を廃止して、全ての契約書・領収書等に対応しました。続く28年度の税制改正では、固定式のスキヤナのみならず、スマホやデジタルカメラでの読み取りも可能としています。令和2年度の税制改正では、電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合には、ユーザーが自由にデータを改変できないシステムに書類を保管していれば認められるよう整備いたしました。このように、社会の実情に即した制度改正を随時重ねてきています。執行を担当する国税庁においても、その都度改正内容の周知・広報をはじめ、通達あるいはFAQの改正整備を行ってきています。

具体的には、スキヤナ保存に係る事前承認制度の廃止や、全ての帳簿について訂正・削除履歴等が残るなど、信頼性の高い優良な電子帳簿が作成されている場合には、その帳簿に関連した過少申告については、過少申告加算税を5%軽減する——等の措置が講じられました。

スキヤナ保存制度に関しては、検索要件を限定する大幅な簡素化を図るとともに、これまで社内での相互牽制や定期検査を要求していた「適正事務処理要件」を廃止しています。また要件緩和を図りつつ、不正を防止する観点から、スキヤナ保存・電子取引に係るデータ保存に関連して、改ざん等の不正を把握した時は、重加算税を10%加重するといった改正が行われています。

国税庁としては、このような抜本的な制度見直しを踏まえて法令解釈通達等を全面改正するとともに、各種広報施策を実施して改正内容の周知に努めています。

(4) 書面添付制度の普及・定着

書面添付制度の添付割合は、徐々にではあるものの、各税目において増加傾向をたどっています(下「資料9」)。税理士の皆さまには引き続き、具体的かつ正確な

添付書面の記載に努めていただきたいと思います。もちろん当局も添付書面の記載内容をきちんと見て、事前通知前の意見聴取に限らず、申告書の審理や調査の要否の判断において生かしていく努力が必要です。

また、この書面添付制度は、税理士の役割を尊重し、納税者の適正申告に寄与するものであって、その普及・定着は税理士の皆さまの社会的な立場を高め、納税者のコンプライアンスの向上をもたらすだけでなく、より一層信頼される税理士制度の確立にも資するものです。今後、税理士会と国税局、あるいは各税理士会支部と税務署との協議会において、書面添付制度に関する積極的な意見交換を行

資料9 添付書面の添付割合

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得税	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
相続税	15.6	18.2	20.1	21.5	22.2
法人税	8.8	9.1	9.5	9.7	9.8

(注1) 「所得税」は、翌年3月末(令和元年度及び2年度は翌年4月末)までに申告書の提出があったものが対象。
 (注2) 「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書が対象。
 (注3) 「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものが対象。

い、ともにこの制度の理解を一層深めていく必要があると思いますし、またそのようにしていきたいと考えています。

税理士の皆さまにおかれましても、引き続き書面添付制度の普及に向け、ぜひとも積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(5) 税理士による無料相談の実施

毎年、確定申告期には、税理士の皆さまに申告相談や申告書等の作成指導を行っていただいています。

この無料相談は、前年分の所得が300万円以下である小規模事業者、年金所得者、給与所得者等を対象に行われているものですが、令和2年分の確定申告期における無料相談は、延べ人数で約1万5000人日、税理士の方に従事していただきました。

多くの小規模事業者等の申告相談ニーズに対応していただいているものであり、私どもとしては、非常に社会的・公共的意義が高い取組と認識しています。

(6) 税理士会と連携した租税教育の充

実に向けた取組

日頃より各税理士会におかれましては、

租税教室への講師派遣や教員養成大学に寄附講座を開設していただいています。

また、特別支援学校等への租税教育を実施する場合には、視聴覚障害者向けの教材の作成にもご協力をいただいています。

租税教育の推進体制は、文部科学省・総務省・国税庁・日税連が参画している国レベルの「租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）」で租税教育の基本方針等を策定し、地方レベルの「租税教育推進協議会（地方租推協）」の活動等に反映させる環境整備を図っています。

都道府県・市町村レベルの地方租推協では、教育委員会などの学校教育関係者や自治体の地方税当局、国税当局（国税局・税務署、税理士会、また税に関する関係民間団体が協力して、出前教室の開催や、税に関する作文の募集、副教材の作成などを実施していただいています。

このような取組は国民の納税意識の高揚、あるいは税務コンプライアンスの向上といった点で極めて重要な取組です。

税理士の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご協力をお願いするとともに、租税教室の開催を希望される場合には、近隣の租税教育推進協議会にぜひお問い合わせください。

5 酒類行政

事業者向け予算等を措置し 酒類業振興・輸出振興施策を展開

最後に、酒類行政について触れておきたいと思います。

現在、政府を挙げて日本産酒類の輸出促進に取り組んでいるところです。令和2年の日本産酒類の輸出金額は約710億円でしたが、令和3年8月までの時点で約759億円となっており、対前年比7.5%増。9年連続で過去最高を記録しております。この数字はまだ途中経過ですので、このままのペースでいきますと年末までには輸出金額はかなりのものになるのではないかと期待されています。

品目別の輸出金額を見ると、ワイン（対前年同期比+141.6%）、清酒（同+96.8%）、ウイスキー（同+92.6%）で高い伸びを見せています。また国・地域別では中国、アメリカ、香港のシェアが大きく、高い伸びを示しているのは中国、フランスとなっています。

酒類の輸出拡大は、政府全体の農林水産物・食品の輸出拡大戦略の一環として

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、海外販路の拡大及び認知度向上等を同時に実現するための輸出促進施策を加速・強化。

更に、ポストコロナの好機を的確に捉え、酒類業構造転換支援等を新たに実施し、国内向け施策と輸出促進施策を両輪として展開。
(※ ○は令和3年度当初予算、●は令和2年度第3次補正予算)

国内向け施策

酒類業構造転換支援

新規【3次補正6.0億円】

- 酒類事業者が抱える構造的課題の解決に向けた新規性・先進性のある取組を支援し、ポストコロナに向けた酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換を促進

(補助対象となる取組)

- ① 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- ② 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ③ ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

輸出促進施策

海外販路拡大に向けた取組

【R3 3.3億円、3次補正4.0億円】

- 消費者の嗜好等を把握するための市場調査 拡充
- 海外拠点におけるコーディネーター設置・活用 拡充
- 海外大規模展示会においてジャパンブースを設置
- 海外商談会の実施、海外バイヤーの招へい
- 輸出商社・卸と酒類製造者等のマッチング等支援 (日本産酒類輸出促進コンソーシアム) 拡充
- 沖縄振興の観点から琉球泡盛等のプロモーション 等

認知度向上等に向けた取組

- 海外需要を積極的に取り込み輸出拡大につなげるため、酒類事業者による商品のブランド化や酒蔵ツーリズム推進に係る取組を支援 拡充 新規
- 地理的表示 (GI) シンポジウム等の開催 拡充
- ジャパンハウス等を活用した日本産酒類のPR 拡充
- 海外の酒類専門家の招へい (酒蔵視察等) 拡充
- 日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた調査及び保存・活用体制の整備 新規 等

(注) この他に令和3年度予算において、以下を計上。

- ・酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.4億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)
- ・日本酒造組合中央会の國酒振興事業に対する補助金【6.0億円】(イベント等を通じた消費者に対する情報発信、技術継承のための勉強会等)

行っているものです。政府は現在、農林水産物・食品の輸出額を、2019年の9121億円から「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」とする目標を掲げています。その中で酒類については「清酒」「ウイスキー」「本格焼酎・泡盛」の3品目が重点品目として指定されています。それぞれターゲット国や具体的な数値目標も定められており、私どもとしては、この計画の下で日本産酒類の輸出促進に鋭意取り組んでいます。

これまで国税庁では、税の徴収機関という立場を主としておりましたので、産業界振興に向けた施策についてはどちらかというと控えめでありました。しかし、昨年度あたりから事業者向けの補助金を用意し、酒類業の振興・輸出の振興を図っているところです(上「資料10」)。これに加え、政府全体の取組の下、日本酒、焼酎等の文化資源についてユネスコの無形文化遺産への登録を目指しており、文化庁と連携しながら、早期登録のためのさまざまな活動を行っているところです。

今後とも税務行政へのご理解とご協力を賜れば幸いです。長時間にわたりご清聴いただき、ありがとうございます。

(構成/TKC出版 篠原いづみ)